

## 令和6年度 埼玉県への施策並びに予算編成に対する要望書

団体名	一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
要望部課名	企業局 地域整備課 産業労働部 企業立地課
要望事項	県が造成する産業団地等への産業廃棄物処理業者の立地について
要望理由	<p>産業廃棄物処理業界は、製造業、建設業及び各種サービス業等から排出される産業廃棄物を適正に処理し再生資材やエネルギーに変えるなど、サーキュラーエコノミーを実践する産業として日本の産業を底辺で支え、資源循環型社会を形成するために鋭意努力しております。</p> <p>また、近年多発する災害においては、「被災者の日常が一日でも早く取り戻せるように」との理念の下、地元企業として、災害廃棄物の処理にも迅速に対応しているところです。</p> <p>一方、県民の当業界に対する負のイメージは依然として強く、埼玉県内で産業廃棄物処理施設を計画しても周辺住民等の理解が得られず新たな立地を断念する事業者が多い状況にあります。このため、多くの産業廃棄物処理事業者は、製造業等が進出する工業専用地域に立地を希望していますが、現在は市町村の地区計画で当該地域への進出が困難な状況にあります。</p> <p>産業廃棄物処理施設は、持続可能な循環型社会を形成するための社会インフラとして必要不可欠の施設であります。資源循環の重要性はもとより、地域の雇用の確保や環境改善に貢献し、継続的な投資を呼び込む持続可能な産業として、今後発展が大いに期待されています。</p> <p>また、廃棄物によるバイオマス発電や余熱利用などにより、エネルギーの地産地消にも貢献するなどの新たな役割も期待されており、エネルギー問題や地球温暖化対策など、現代社会が抱える多くの課題解決に貢献する産業です。</p> <p>さらに、今後発生が予測されている大規模災害で生じる大量の災害廃棄物を適正処理し再生利用するために高度処理が可能かつ強靱な廃棄物処理施設の整備が求められております。</p> <p>これらのことに御理解いただき、県内の産業廃棄物処理事業者が、今後県や市町村が造成する工業専用地域を伴う産業団地や既存の産業団地に立地できるよう、県当局に要望するものです。</p>

併せて、令和3年度に新規事業化した久喜高柳地区にける地区計画に関する久喜市との調整結果及び令和5年度の要望に対する回答の進捗状況について御教示ください。

令和5年度の要望に対する回答

- ・産業団地の立地業種については、市町村が地区計画の中で具体的に定めることになっています。

今後新規事業化する地区においては、地区計画の策定者である地元市町村と調整し、検討を進めてまいります。

**【過去3年間の調整状況】**

令和元年度、2年度は、翌年度に新規事業化した地区がないため、地区計画の策定者である地元市町村とは具体的な調整等を行っていません。

令和3年度については、今年度新規事業化した久喜高柳地区において久喜市と地区計画の調整をおこなっていますが、産業団地の立地業種については、市が地区計画の中で具体的に定めることとなっています。